

X i サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第14章（略）

料金表（略）

別表1（略）

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～7（略）	（略）
8 spモード機能 (1)～(7)（略） (8) この機能を利用しているX i 契約者は、詐欺 / ウイルスメール拒否設定機能（spモード電子メールの送受信時において、コンピュータウイルスについて当社が別に定める者が判定したものを検知し、それを消去若しくはそのコンピュータウイルスを含む電子メールの一部若しくは全部を消去する又はspモード電子メールの利用において、フィッシング詐欺等の危険があると当社が別に定める者が判定した I P アドレス（インターネットサービスに接続された通信機器を識別するための番号をいいます。以下同じとします。）から送信された電子メール、若しくはフィッシング詐欺等の危険があると当社が別に定める者が判定した URL が記述された電子メールを蓄積しない機能をいいます。）を利用する意思表示があったものとして取り扱います。 (9)（略）	(1)～(4)（略） (5) X i 契約者は、当社が別に定める方法により、詐欺 / ウイルスメール拒否設定機能を利用できないようにすることができます。 (6)～(29)（略） (30) 詐欺 / ウイルスメール拒否設定機能により、コンピュータウイルスを検知し、消去したときは、そのことをその契約者に通知します。 (31)～(54)（略） (注1)（略） (注2) 当社は、詐欺 / ウイルスメール拒否設定機能によって全てのコンピュータウイルスを検知し消去すること、アクセス制限機能によって全てのコンピュータウイルスを含む情報の受信を制限することを保証するものではありません。 (注3)（略） (注4) (8)に規定する当社が別に定める者は、コンピュータウイルスの判定及び I P アドレスの判定についてはシマンテック、URL の判定についてはネットスター株式会社とします（当社が URL の判定をする場合があります）。
9～33（略）	（略）

別表3～別表7（略）

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名
	（略）

[現 行]

第1章～第14章（略）

料金表（略）

別表1（略）

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～7（略）	（略）
8 spモード機能 (1)～(7)（略） (8) この機能を利用しているX i 契約者は、特定送信元 / ウイルスメール拒否設定機能（spモード電子メールの送受信時において、コンピュータウイルスについて当社が認定したものを検知し、それを消去若しくはそのコンピュータウイルスを含む電子メールの一部若しくは全部を消去する又はspモード電子メールの利用において、特定の I P アドレス（インターネットサービスに接続された通信機器を識別するための番号をいいます。以下同じとします。）から送信された電子メールを蓄積しない機能をいいます。）を利用する意思表示があったものとして取り扱います。 (9)（略）	(1)～(4)（略） (5) X i 契約者は、当社が別に定める方法により、特定送信元 / ウイルスメール拒否設定機能を利用できないようにすることができます。 (6)～(29)（略） (30) 特定送信元 / ウイルスメール拒否設定機能により、コンピュータウイルスを検知し、消去したときは、そのことをその契約者に通知します。 (31)～(54)（略） (注1)（略） (注2) 当社は、特定送信元 / ウイルスメール拒否設定機能によって全てのコンピュータウイルスを検知し消去すること、アクセス制限機能によって全てのコンピュータウイルスを含む情報の受信を制限することを保証するものではありません。 (注3)（略）
9～33（略）	（略）

別表3～別表7（略）

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名
	（略）

		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)				
アジア地方	(略)				
オセアニア地方	(略)				
ヨーロッパ地方	(略)				
		(略)	(略)		
	アイルランド	<u>Meteor Mobile Communications Limited</u>	(略)	(略)	(略)
	(略)				

		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)				
アジア地方	(略)				
オセアニア地方	(略)				
ヨーロッパ地方	(略)				
		(略)	(略)		
	アイルランド	Meteor Mobile Communications	(略)	(略)	(略)
	(略)				

		Wind Tre S.p.A.	(略)	(略)	(略)	(略)
	イタリア共和国	(略)	(略)			
	(略)					
アフリカ地方	(略)					
(略)						

		WIND Telecomunicazioni S.p.A	(略)	(略)	(略)	(略)
	イタリア共和国	(略)	(略)			
		H3G SpA	6	—	A ● ☆	○
	(略)					
アフリカ地方	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、令和2年3月31日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表9 (略)

附 則 (令和2年1月22日経企第2628号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和2年1月29日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者に関する部分は令和2年2月1日から実施します。
(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第2522号(平成31年1月23日)の附則を次のように改めます。

(1) 第2項中「特定送信元拒否設定機能」を「詐欺メール拒否設定機能」に改めます。

(2) 第3項中「特定送信元/ウイルスメール拒否設定機能」を「詐欺/ウイルスメール拒否設定機能」に改めます。

4 経企第1605号(令和元年9月24日)の附則第3項第7号中「特定送信元拒否設定機能」を「詐欺メール拒否設定機能」に改めます。

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、令和2年2月29日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表9 (略)

F O M A サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第 1 章～第 14 章 (略)

第 1 章～第 14 章 (略)

料金表 (略)

料金表 (略)

別表 1 (略)

別表 1 (略)

別表 2 付加機能

別表 2 付加機能

種 類	提供条件
1～32 (略)	(略)
33 sp モード機能 (1)～(6) (略) (7) この機能を利用している F O M A 契約者は、 <u>詐欺 / ウイルスメール拒否設定機能</u> (sp モード電子メールの送受信時において、コンピュータウイルスについて当社 が別に定める者 が 判定 したものを検知し、それを消去若しくはそのコンピュータウイルスを含む電子メールの一部若しくは全部を消去する又は sp モード電子メールの利用において、 <u>フィッシング詐欺等の危険があると当社が別に定める者が判定した I P アドレス</u> (インターネットサービスに接続された通信機器を識別するための番号をいいます。) から送信された電子メール、若しくは <u>フィッシング詐欺等の危険があると当社が別に定める者が判定した URL が記述された電子メール</u> を蓄積しない機能を利用する意思表示があったものとして取り扱います。 (8)～(9) (略)	(1)～(4) (略) (5) F O M A 契約者は、当社が別に定める方法により、 <u>詐欺 / ウイルスメール拒否設定機能</u> を利用できないようにすることができます。 (6)～(29) (略) (30) <u>詐欺 / ウイルスメール拒否設定機能</u> により、コンピュータウイルスを検知し、消去したときは、そのことをその契約者に通知します。 (31)～(49) (略) (注 1) (略) (注 2) 当社は、 <u>詐欺 / ウイルスメール拒否設定機能</u> によって全てのコンピュータウイルスを検知し消去すること、アクセス制限機能によって全てのコンピュータウイルスを含む情報の受信を制限することを保証するものではありません。 (注 3) (略) (注 4) (7)に規定する当社が別に定める者は、 <u>コンピュータウイルスの判定及び I P アドレスの判定についてはシマンテック、URL の判定についてはネットスター株式会社とします (当社 が URL の判定をする場合があります)。</u>
34～45 (略)	(略)

種 類	提供条件
1～32 (略)	(略)
33 sp モード機能 (1)～(6) (略) (7) この機能を利用している F O M A 契約者は、 <u>特定送信元 / ウイルスメール拒否設定機能</u> (sp モード電子メールの送受信時において、コンピュータウイルスについて当社が認定したものを検知し、それを消去若しくはそのコンピュータウイルスを含む電子メールの一部若しくは全部を消去する又は sp モード電子メールの利用において、特定の I P アドレス (インターネットサービスに接続された通信機器を識別するための番号をいいます。) から送信された電子メールを蓄積しない機能を利用する意思表示があったものとして取り扱います。 (8)～(9) (略)	(1)～(4) (略) (5) F O M A 契約者は、当社が別に定める方法により <u>特定送信元 / ウイルスメール拒否設定機能</u> を利用できないようにすることができます。 (6)～(29) (略) (30) <u>特定送信元 / ウイルスメール拒否設定機能</u> により、コンピュータウイルスを検知し、消去したときは、そのことをその契約者に通知します。 (31)～(49) (略) (注 1) (略) (注 2) 当社は、 <u>特定送信元 / ウイルスメール拒否設定機能</u> によって全てのコンピュータウイルスを検知し消去すること、アクセス制限機能によって全てのコンピュータウイルスを含む情報の受信を制限することを保証するものではありません。 (注 3) (略)
34～45 (略)	(略)

別表 3～別表 8 (略)

別表 3～別表 8 (略)

別表 9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

別表 9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2 以外のもの

1 2 以外のもの

地域	事業者名	(略)			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード

地域	事業者名	(略)			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード

南・北アメリカ地方	(略)					
	(略)					
	(略)					
	(略)					
アジア地方	(略)					
	(略)					
	(略)					
	(略)					
	(略)					
オセアニア地方	(略)					
	(略)					
	(略)					
	(略)					
	(略)					
ヨーロッパ地方	(略)					
	(略)					
	アイルランド	Meteor Mobile Communications Limited	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)					
	イタリア共和国	Wind Tre S.p.A.	(略)	(略)	(略)	(略)
南・北アメリカ地方	(略)					
	(略)					
	(略)					
	(略)					
	(略)					
アジア地方	(略)					
	(略)					
	(略)					
	(略)					
	(略)					
オセアニア地方	(略)					
	(略)					
	(略)					
	(略)					
	(略)					
ヨーロッパ地方	(略)					
	(略)					
	アイルランド	Meteor Mobile Communications	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)					
	イタリア共和国	WIND Telecomunicazioni S.p.A	(略)	(略)	(略)	(略)

		(略)	(略)			
	(略)					
アフリカ地方	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、令和2年3月31日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附 則 (令和2年1月22日経企第2628号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和2年1月29日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者に関する部分は令和2年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第2522号(平成31年1月23日)の附則を次のように改めます。

(1) 第2項中「特定送信元拒否設定機能」を「詐欺メール拒否設定機能」に改めます。

(2) 第3項中「特定送信元／ウイルスメール拒否設定機能」を「詐欺／ウイルスメール拒否設定機能」に改めます。

		(略)	(略)			
		H3G SpA	6	二	A ● — ☆	○
	(略)					
アフリカ地方	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、令和2年2月29日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)